

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 大島 章宏

平成23年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成23年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海上保安庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標

1. 海上における治安の確保について

海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸・密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取締るとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。また、海洋権益保全の観点から管轄海域の監視体制を強化する。

[具体的な目標]

- ・海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数を0件とすること。

2. 海難の救助について

海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。

[具体的な目標]

- ・要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。

3. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全の確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ぶくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。

4. 海象の観測等について

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。